

議第 1544号

小松市における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、小松市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m ²)	摘要
					主要用途（処理能力）
(株) 中部資源再開発 中間処理場	小松市	乙 198 番 1 外 1 筆	雑種地	6,211	破砕施設 新設 ・ がれき類 1,243t/日（11 時間稼動）
	浜佐美町				

【理由】

(株) 中部資源再開発は、他の産廃処理事業者が平成 7 年から平成 22 年までがれき類の破砕を行っていた本申請地において、今回破砕機の新設によりがれき類の破砕処理を行い、リサイクルをすすめる環境負荷の低減に寄与するものである。

当施設は、都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、周辺環境に対する対処、関係町内会への説明の実施等、関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議するものである。